

第10回

読谷村農業委員会会議録

第10回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和6年 6月25日（火）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者10名 欠席者0名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	幸喜 敦子	出	6番	棚原 靖	出
2番	知花 竜	出	7番	與久田 一徳	出
3番	伊波 正景	出	8番	山内 一真	出
4番	比嘉 健二	出	9番	真栄田 武	出
5番	儀間 景子	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者6名 欠席者2名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
津波 宏		出	新垣 勝二		出
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		欠
比嘉 光雄		欠	屋宜 清		出
事務局職員		局長 屋良 朝敬 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第6号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程6	議案第29号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程7	議案第30号 非農地証明願について
日程8	議案第31号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定について
日程9	議案第32号 読谷村農地パトロール（利用状況報告）実施要領（案）について

議長

これより第10回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。

— 日程 1 会長諸般の報告 —

— 日程 2 会議録署名委員の指名 —

— 日程 3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日 1 日限りと決定しました。

それから日程 4. 報告第 6 号 農地転用許可指令の接受について、事務局のほうから報告をお願いします。

事務局

議案書 2 ページをお開きください。

報告第 6 号 農地転用許可指令の接受について。

議長

これは報告ですので、質問がなければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

次に日程 5. 議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。事務局のほうから説明をお願いします。

事務局

議案書 4 ページをお開きください。

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議長

これより審議に入りたいと思います。まずは受付番号 1 番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員 (7 番)

7 番與久田です。航空写真の 1 番を御覧ください。周辺は住宅地で特に問題はないが、都市計画課への書類がまだ提出されていないので、不許可でお願いします。

議長

現地を確認した與久田委員のほうからは、クリアされていないということで不許可相当の御意見であります。この件に関してほかの委員から御質問があったらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声がありますので、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号2番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員（4番）

4番比嘉です。受付番号2番につきまして、申請地は用途地域内にあり建売住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリアしているので問題ないと思います。許可相当をお願いします。

議長

現地を確認した比嘉委員のほうからは、許可基準適合表もクリアして問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかに委員から御質問があったらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですから進行します。では質疑を終結して採決を行います。受付番号2番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員（４番）	４番比嘉です。受付番号３番につきまして、申請地は用途地域内にあり、共同住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリアしていれば問題ないのですが、都市計画課と協議中であり不許可でお願いします。
議長	現地を確認した比嘉委員のほうからは、不許可相当の御意見であります。ほかに御質問があったらお願いします。 （「進行」の声あり）
議長	進行します。では質疑を終結して、採決を行います。 受付番号３番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号３番は不許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号４番について、現地を確認した委員の御意見からお願いします。
委員（４番）	４番比嘉です。受付番号４番と５番は一括でお願いしたいと思います。資料の３ページの写真を御覧ください。これは申請地の周辺は墓地として利用されており、許可基準適合表もクリアすれば問題ないので、許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した比嘉委員のほうからは、４番と５番については許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問があったらお願いします。 （「進行」の声あり）
議長	それでは進行します。まず受付番号４番について許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号5番についても許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番も許可相当で進達することに決定しました。

次の審議に移ります。受付番号6番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員(2番)

2番知花です。航空写真の6ページをお願いします。受付番号6番は申請地の周辺は住宅地として利用されており、共同住宅を計画していることから許可基準適合表をクリアしていれば問題ないが、バツがついていますので、不許可をお願いします。

議長

現地を確認した知花委員のほうからは許可基準適合表がクリアしていないということで、不許可相当の御意見であります。ほかにございませんか。

(「進行」の声あり)

議長

では質疑を終結して、採決を行います。受付番号6番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号7番について、これは事務局のほうから説明をしてください。

事務局

申請地は第1種農地に該当します。農地転用については原則として許可をすることができないとなっています。5ページの写真を見てください。波平前島地区・象の檻跡地のところ、これは用途指定がされており、第一種低層住居専用地域です。そこから西側のほうは第1種農地で、10ヘクタール以上の畑が一団となって存在している地域に該当します。周辺は家も全くない状態で基本的に建物とかは建てられない。ただ、例外があり、1ページの長浜のアカムヤーのところを見ると分かりますが、同じ第1種農地であるが、付近まで家が連なっています。10戸以上家が建っていたら許可できるという規定があります。しかし、5番については該当しません。日常生活または業務上必要な施設というものに対して、建物的なものは該当するが、資材置場は該当しないということになります。日常生活的に必要ですかというと資材置場は全く必要ではなく、資材置場はできないですよということだが、今回申請人はどうしても申請したいとのことでした。不許可になる可能性は高いと伝えていきます。今回については恐らく県に進達しても不許可、許可が下りない。今までだったら書類を整えばいずれ許可が出るが、今回は不許可になると想定しています。そのまま不許可相当で進達予定になります。

比嘉豊彦
推進委員

軍用地のころソフトボール場があった場所で今は返還地ということか。

事務局

返還地で今は第1種農地。転用について許可が出せない。

議長

ただいまの受付番号7番についての説明が事務局のほうから今ありましたけれども、申請地は第1種農地に該当するため原則として許可することができない。それで不許可相当と判断されておりますが、これで採決を行ってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では、受付番号7番については不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、受付番号7番は不許可相当で進達することに決定しました。

議長 休憩します。

— 休憩 —

議長 再開したいと思います。
それでは次の審議に移ります。受付番号8番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

事務局 地区担当が休みの為、意見を預かっており、事務局で説明します。受付番号8番です。地図で言ったら6ページになります。申請地の周辺は住宅地として利用され、賃貸住宅を計画していることから、許可基準適合表もクリアしていますので問題ないと思います。

議長 ただいま事務局のほうから現地を確認した御意見は、許可相当の御意見でありますけれども、ほかに委員からの御質問があったらお願いしたいと思います。

委員(9番) 9番真栄田です。これは事業変更と一緒にとなっておりますが、事業変更の部分で業績悪化となっておりますが。

事務局 そうです、A社の業績悪化。

委員(9番) 何か書類で悪化していますという証明はないですね。

事務局 そこまでは求めることができません。

委員(9番) もし新たに別の土地をA社が買いたいということになったときは、事業が戻ったという書類を求めたりする必要があるのか。

事務局	必要であれば提供を求める可能性はある。A社がまた出てきた場合ですよね。
委員（９番）	要は転がしていませんよねという確認が必要かと。
事務局	確認したいと思います。
議長	ほかに御意見はございませんか。なければ進行したと思います。 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号８番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号８番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号９番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。
事務局	受付番号９番です。写真は６ページです。申請地の周辺は住宅地として利用され、賃貸住宅を計画していることから許可基準適合表もクリアしていますので、問題ないと思います。以上です。
議長	事務局からは許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質疑があったらお願いします。 （「進行」の声あり）
議長	それでは進行します。 質疑を終結して、採決を行います。受付番号９番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号９番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号10番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

事務局

ここも事務局で説明します。航空写真の7ページです。申請地の周辺は資材置場として利用されており、許可基準適合表をクリアしていませんので不許可相当でお願いします。

議長

事務局のほうからは許可基準適合表をクリアしていないということで不許可相当の御意見であります。委員からの御質問があったらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長

ないようですので進行します。

受付番号10番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号10番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号11番について、これも事務局でいいですか。

事務局

はい。航空写真の8ページです。受付番号11番。申請地は転用申請を行わず昭和51年から一般住宅の敷地として使用されています。追認許可申請であり顛末書も添付されていることから問題ないと考えます。

議長

事務局のほうからは許可相当の御意見ですが、ほかに委員からの御質問があったらお願いします。

議長

休憩します。

— 休憩 —

議長

審議を再開したいと思います。

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号11番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号11番は許可相当で進達することに決定しました。

では次の審議は受付番号12番について、現地を確認した委員の御意見をお願いします。

委員（1番）

1番幸喜です。航空写真の9ページになります。用途地内に転用用地として一般住宅を計画しており、許可基準適合表をクリアすれば問題はないと思います。

議長

現地を確認した幸喜委員のほうからは何ら問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかの委員からありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長

それでは進行したいと思います。

受付番号12番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号12番は許可相当で進達することに決定しました。

日程6．議案第29号 農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

先ほど差し替えました1枚紙で説明します。

議案第29号 農地転用事業計画変更承認申請について。

議長

では、これより審議に入ります。
受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います、事務局から。

事務局

これも事務局が1番、2番を説明します。
受付番号1番、申請地の周辺は住宅地として利用され、賃貸住宅を計画していることから許可基準適合表もクリアしているので問題ないと思います。承認相当でお願いします。

議長

事務局のほうからは承認相当の御意見であります。ほかに委員からございましたら、どうぞ。

（「進行」の声あり）

議長

では進行したいと思います。
採決を行います。受付番号1番は承認相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は承認相当で進達することに決定しました。
次に受付番号2番について説明をお願いします。

事務局

受付番号2番、こちらについても申請地の周辺は住宅地として利用され、賃貸住宅を計画していることから許可基準適合表もクリアしているので承認相当でお願いします。

議長

現地を確認した事務局のほうからは承認相当の御意見であります。ほかに御意見がありましたらお願いします。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声がありますので進行します。受付番号2番は承認相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は承認相当で進達することに決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員（1番）

受付番号3番は、用途地内にある転用不要地と一般住宅を計画しており、許可基準適合表をクリアすれば問題はないかと思います。

議長

幸喜委員のほうからは承認相当の御意見であります。ほかに委員からの御意見がありましたらどうぞ。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声がありますので、進行します。

採決を行います。受付番号3番は承認相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号3番は承認相当で進達することに決定しました。

次に日程7．議案第30号 非農地証明願いについて議題とします。事務局のほうから説明してください。

事務局

9ページをお開きください。

議案第30号 非農地証明願いについて。

議長

それでは非農地証明願いについて、これより審議に入ります。

受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員（7番）

7番與久田です。航空写真の10ページを御覧ください。申請地は高木が生い茂り、農地として20年以上利用されていないことから非

農地で問題ないと思います。

議長

現地を確認した與久田委員のほうからは、農地として20年以上利用されていないということから非農地で問題ないということで証明相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問がありましたら、どうぞ。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声ですから、進行したいと思います。

受付番号1番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。

次に受付番号2番と3番は関連しておりますので、一括して審議を行いたいと思います。まずは現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

委員（4番）

4番比嘉です。受付番号2番と3番につきましては、資料の2ページの左側の写真を御覧ください。申請地は用途地域内にあり、宅地敷地内の家庭菜園として20年以上利用されていることから、非農地として問題なく証明相当でお願いいたします。

議長

現地を確認した比嘉委員のほうからは、2番、3番ともに20年以上利用されていないということで、証明相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問があったらお願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長

進行の声ですから、これより採決を行います。

受付番号2番は証明相当で決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号２番は証明相当と決定しました。
続いて受付番号３番についても証明相当で決定することに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号３番も証明相当で決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局
に一任することよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、記載については事務局に一任することに決定し
ました。

次に日程８．議案第31号 農用地利用集積等促進計画（案）に係
る意見決定について議題とします。事務局のほうから説明をお願い
します。

事務局

10ページをお開きください。
議案第31号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見決定に
ついて。

議長

ただいま提案理由の説明がございました。本議案は農地中間管理
事業の推進に関する法律第19条第３項の規定に基づき、農業委員会
の意見が求められております。御意見を伺う前に議事参与の制限が
ありますので、関係する比嘉委員と棚原委員の退室を求めます。

（４番 比嘉委員、６番 棚原委員 退席）

議長

ではこれより質疑を行います。質疑のある方は挙手をしてお願い
したいと思います。

（「ないです」の声あり）

議長

なければ進行していいですか。

(「はい」の声あり)

議長

それでは、ただいま議題となっております議案第31号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第31号は原案どおり決定しました。比嘉委員と棚原委員の議事参与を許します。

(4番 比嘉委員、6番 棚原委員 復席)

議長

では次に日程9. 議案第32号 読谷村農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

14ページをお開きください。議案第32号 読谷村農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)について。

議長

今、事務局のほうから農地パトロール(利用状況調査)についての説明がございましたけれども、委員のほうから御質疑のある方は挙手をして質問をしてください。

與久田委員

これは一日でできるの?

事務局

9時に事務局に来ていただいて、ルート説明や注意点を確認してパトロールとなり、車を使って回るので一日では終わります。

真栄田委員

行ってきたのまとめは。遊休地があるさ、違反転用もあるさ。こういうのがあるということを報告しないと。

事務局

調査結果を地図に落とし込んでから報告というのはしようかなと思っています。

知花推進委員	みんな目は違反転用に向いている。こっちに変なのがありましたと報告すればいいわけよね。
議長	農地パトロールについて、ほかに御質疑はないですか。なければ進行してよろしいですか。 （「はい」の声あり）
議長	では採決を行います。 ただいま議題となっております議案第32号 読谷村農地パトロール（利用状況調査）実施要領（案）については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第32号は原案どおり決定されました。 これをもちまして第10回読谷村農業委員会の総会を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。